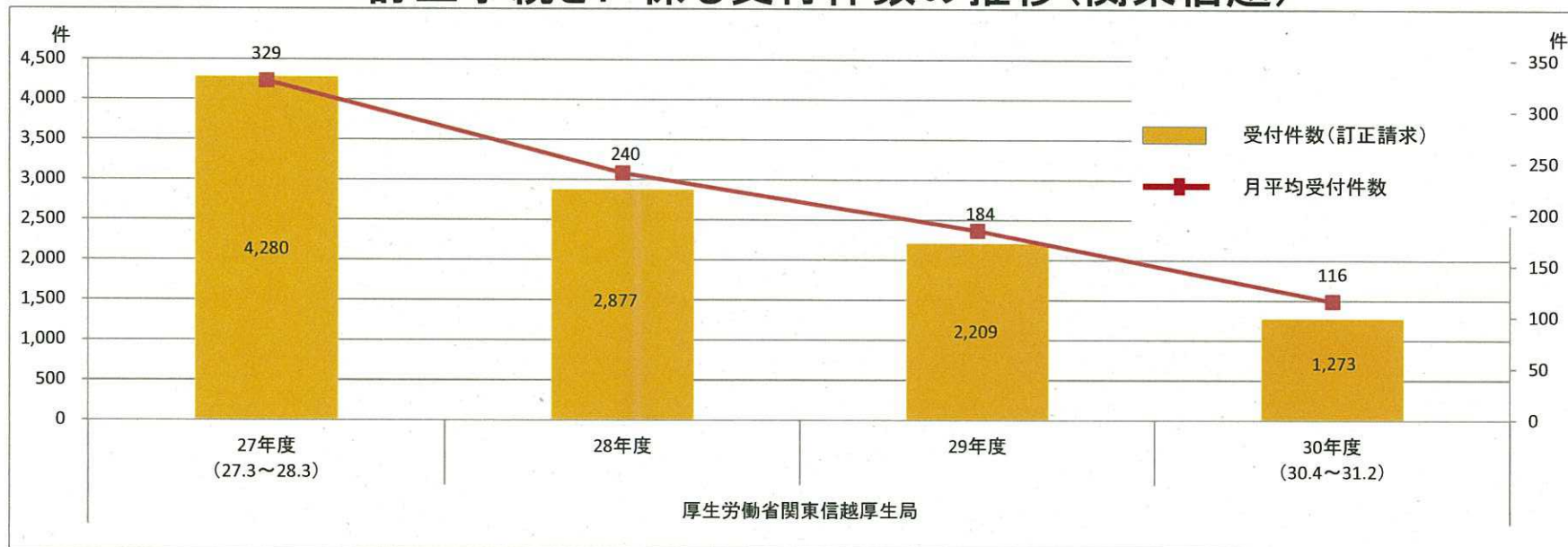


参考資料 1

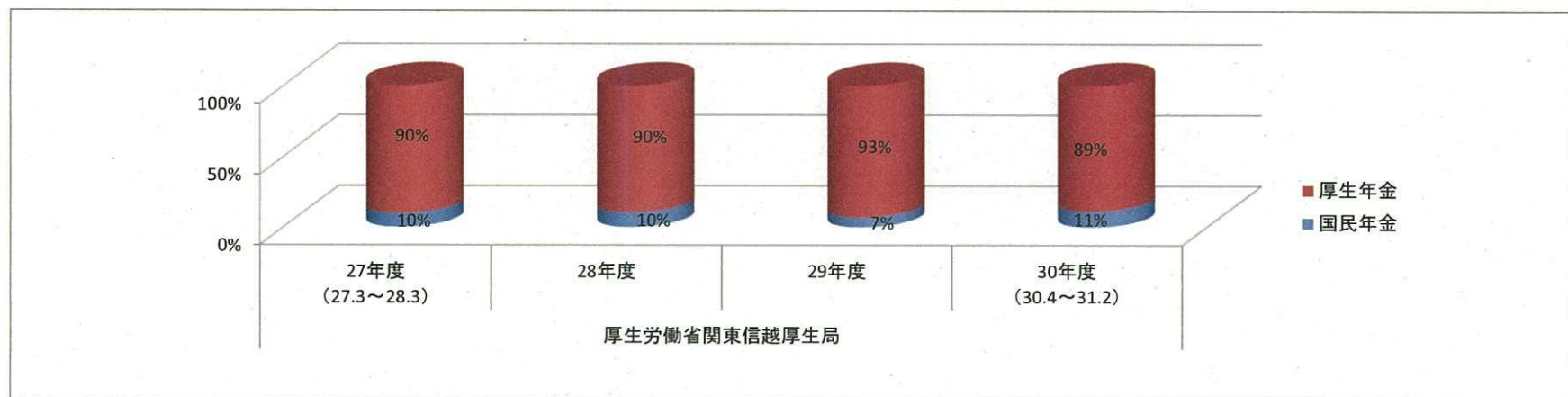
年金記録訂正請求の受付・処理状況等

関東信越厚生局

訂正手続きに係る受付件数の推移(関東信越)

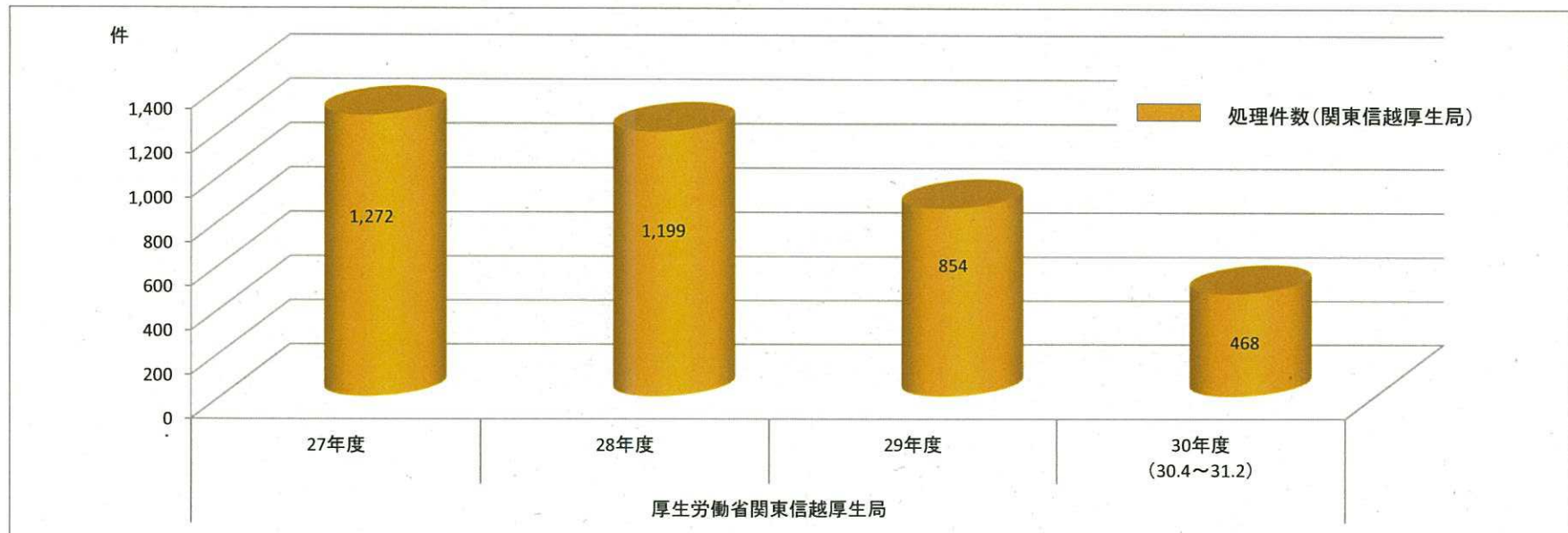


制度別の受付割合(関東信越)

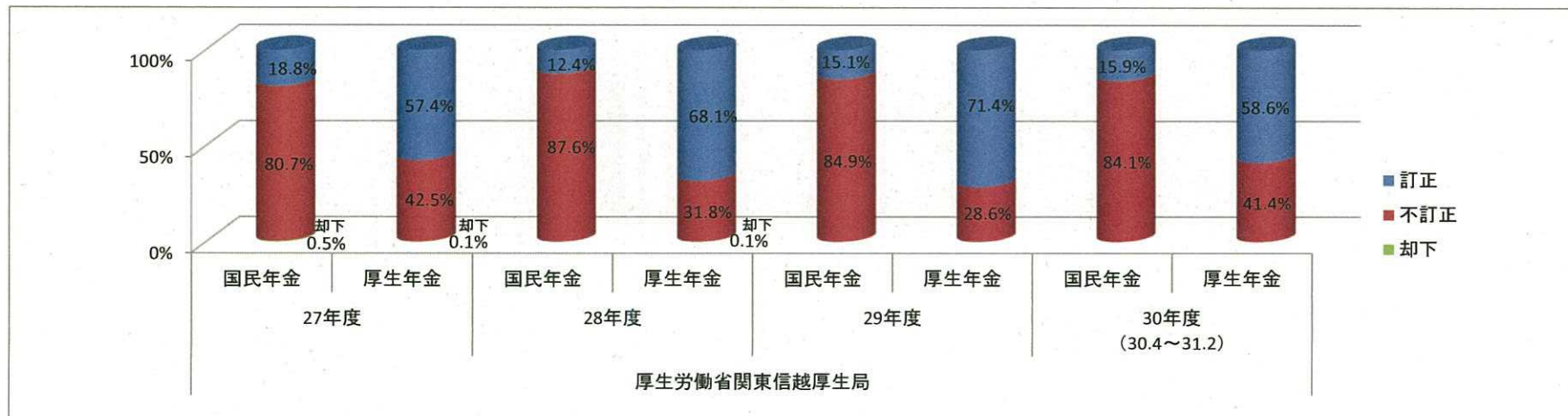


※ 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る処理件数の推移(関東信越)



制度別の処理事案割合(関東信越)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(関東信越)

(件)

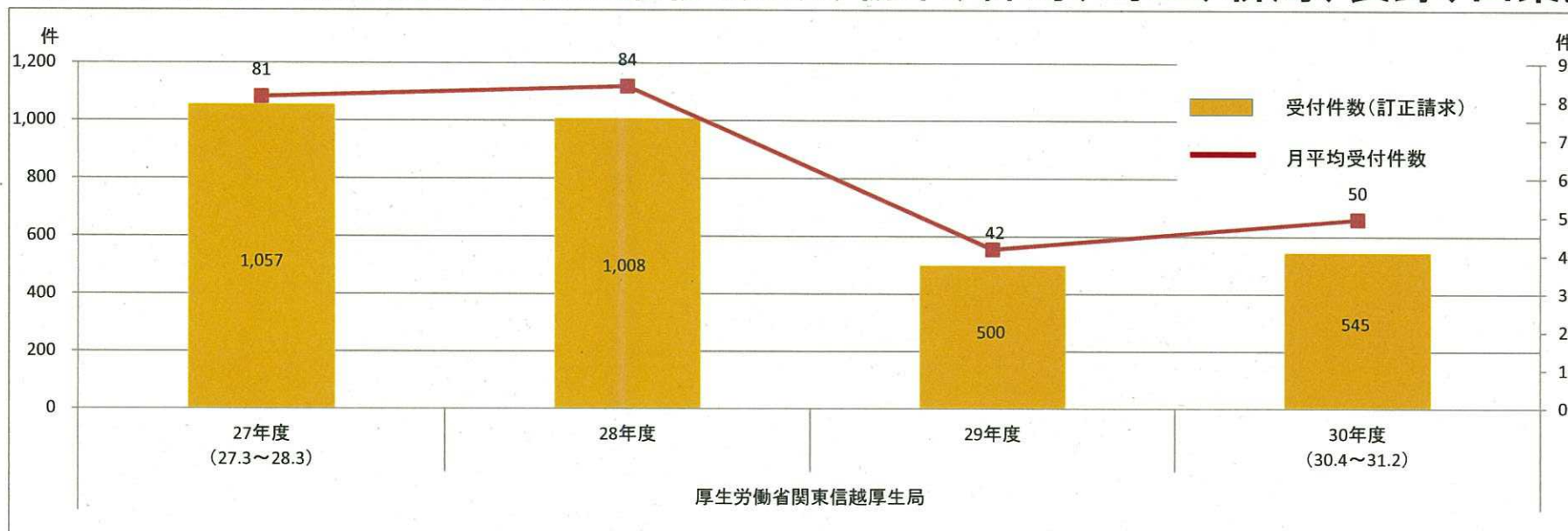
	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付件数	3,827	424	29	4,280	2,553	301	23	2,877	2,036	156	17	2,209	1,115	145	13	1,273
処理件数	2,799	360	24	3,183	2,561	236	20	2,817	2,168	160	14	2,342	1,048	135	8	1,191
関東信越厚生局で 処理	896	352	24	1,272	953	226	20	1,199	682	159	13	854	328	132	8	468
訂正決定	526	66	2	594	662	28	1	691	495	24	1	520	197	21	0	218
不訂正決定	369	284	22	675	290	198	19	507	187	135	12	334	131	111	8	250
請求却下	1	2	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	1,903	8	0	1,911	1,608	10	0	1,618	1,486	1	1	1,488	720	3	0	723
訂正請求の取下げ等	203	34	4	241	215	27	2	244	122	9	0	131	65	13	2	80

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

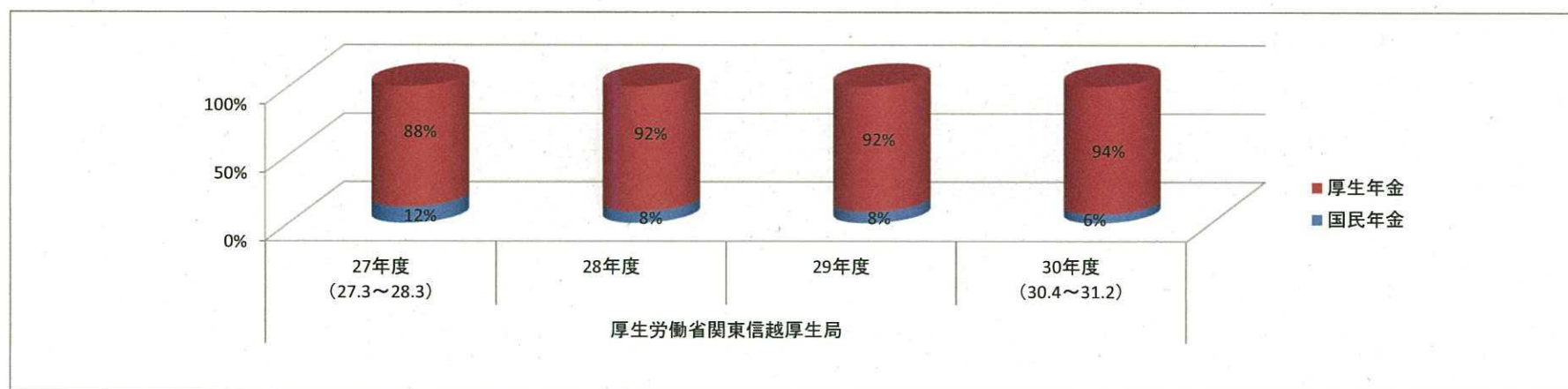
※2 数値は、厚生労働省HPより。

年金審査課（本局）

訂正手続きに係る受付件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

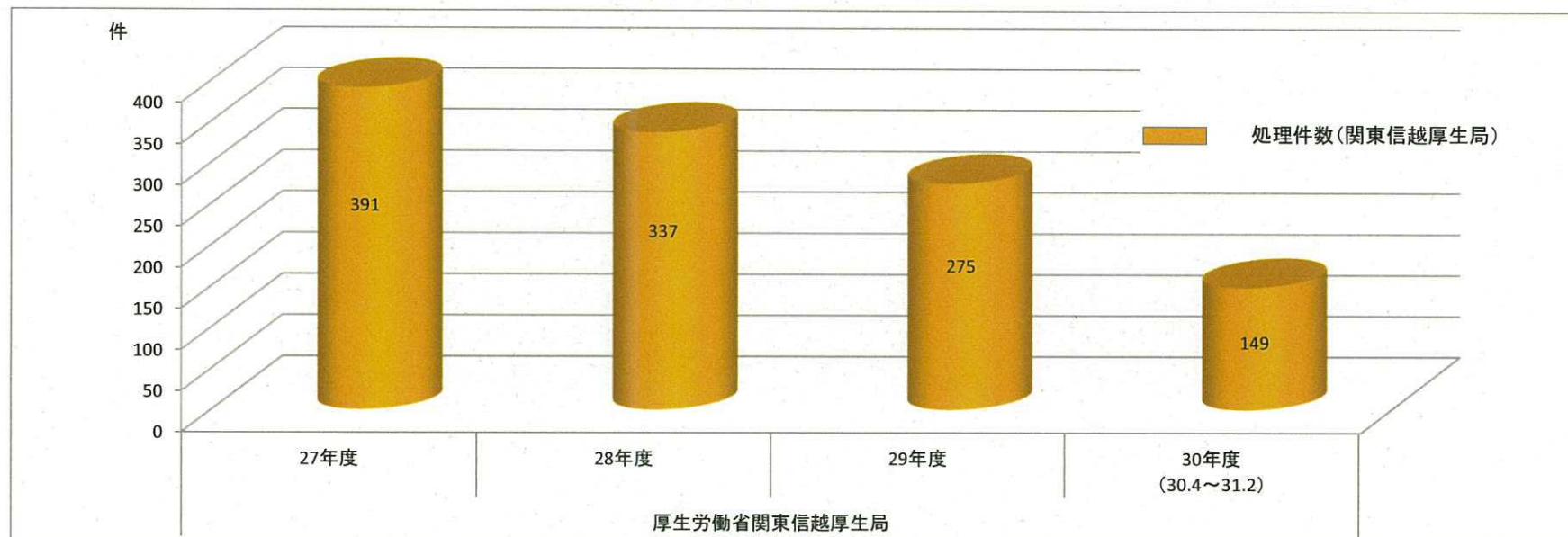


制度別の受付割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

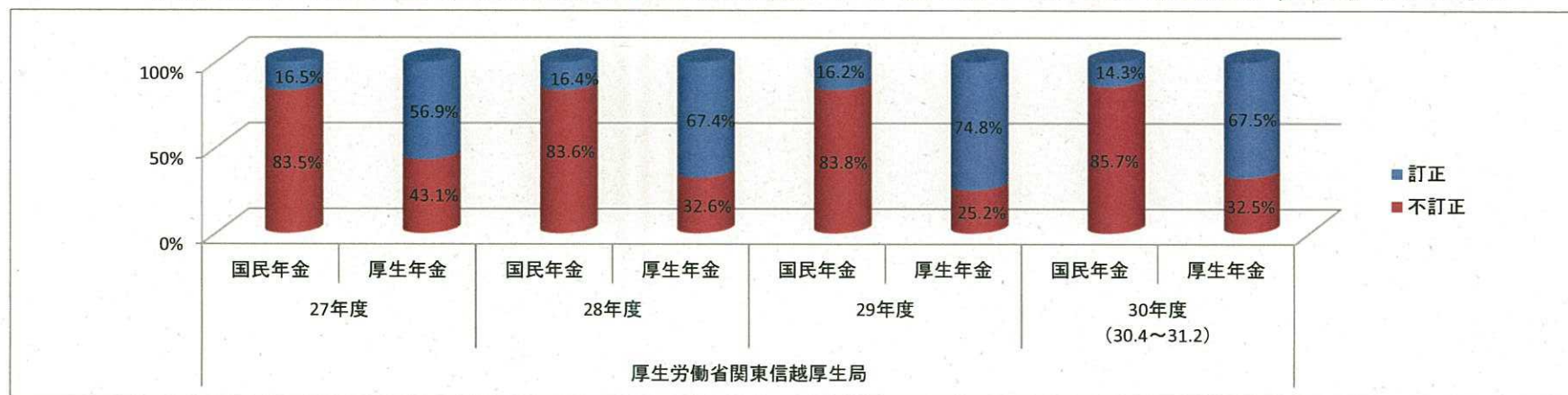


※ 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る処理件数の推移(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



制度別の処理事案割合(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、山梨)

(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	923	126	8	1,057	920	85	3	1,008	453	42	5	500	507	35	3	545
処 理 件 数	725	118	7	850	727	65	1	793	480	37	3	520	582	37	4	623
関東信越厚生局で 処理	269	115	7	391	275	61	1	337	235	37	3	275	110	35	4	149
訂正決定	156	19	1	176	186	10	0	196	177	6	1	184	77	5	0	82
不訂正決定	113	96	6	215	89	51	1	141	58	31	2	91	33	30	4	67
請求却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	456	3	0	459	452	4	0	456	245	0	0	245	472	2	0	474
訂正請求の取下げ等	63	9	3	75	76	4	0	80	51	3	0	54	30	5	1	36

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

千葉年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(千葉)

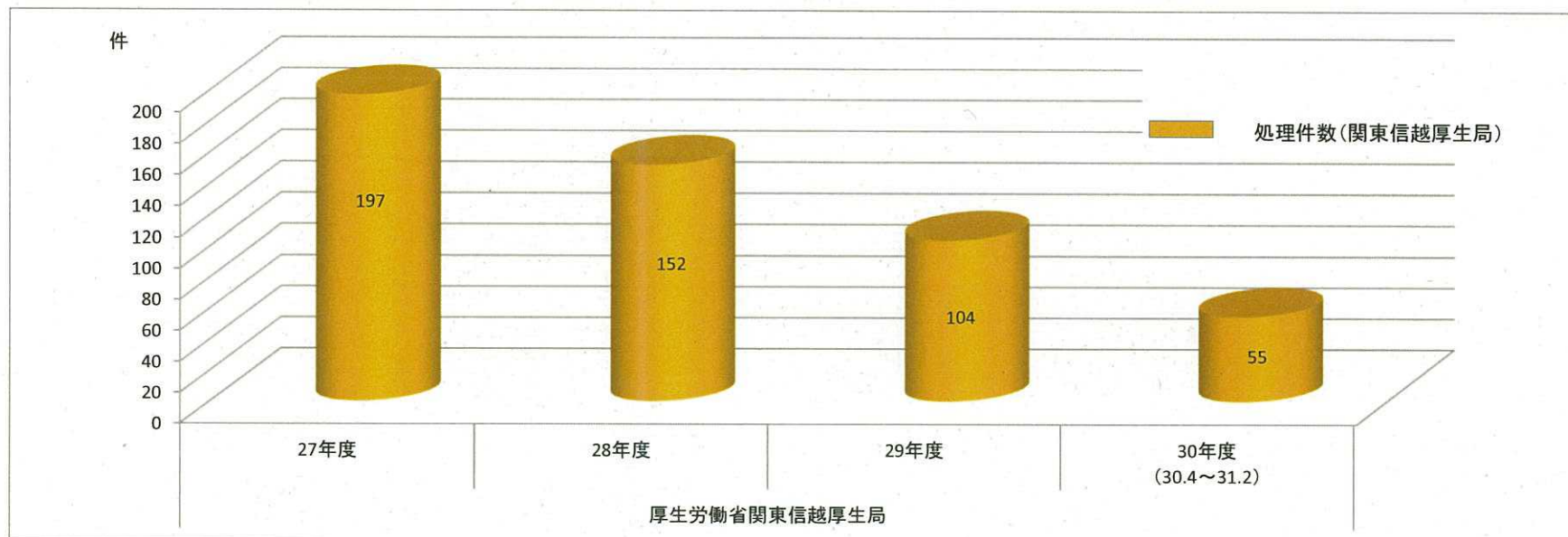


制度別の受付割合(千葉)

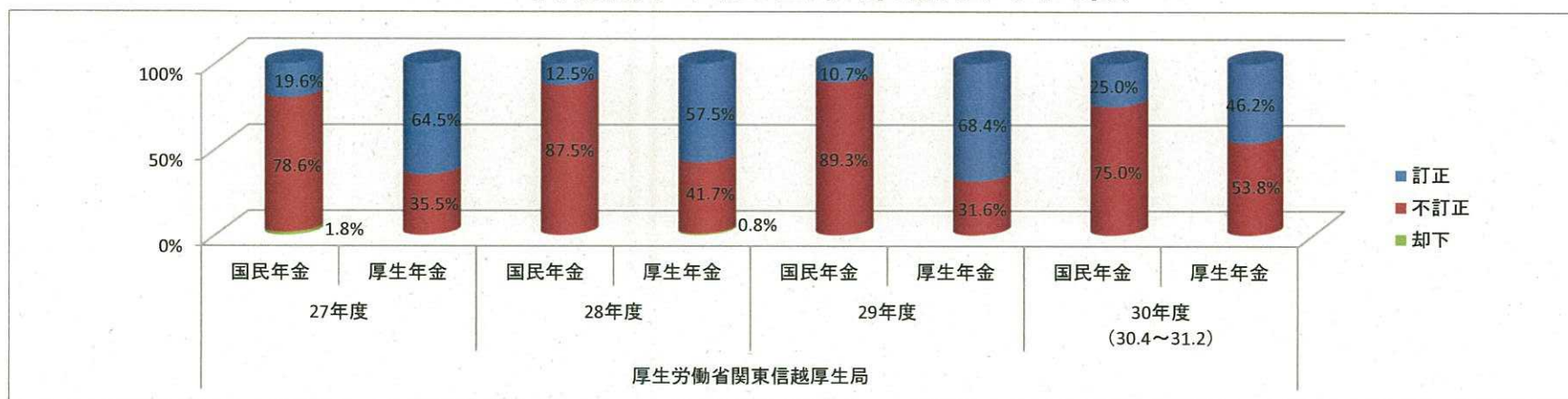


※ 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る処理件数の推移(千葉)



制度別の処理事案割合(千葉)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(千葉)

(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	386	65	4	455	270	52	5	327	210	20	3	233	56	20	1	77
処 理 件 数	306	57	3	366	227	34	5	266	206	28	4	238	69	17	1	87
関東信越厚生局で 処理	138	56	3	197	115	32	5	152	73	28	3	104	38	16	1	55
訂正決定	90	11	1	102	69	4	0	73	52	3	0	55	18	4	0	22
不訂正決定	48	44	2	94	45	28	5	78	21	25	3	49	20	12	1	33
請求却下	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	168	1	0	169	112	2	0	114	133	0	1	134	31	1	0	32
訂正請求の取下げ等	45	9	0	54	24	3	0	27	14	1	0	15	4	1	0	5

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

東京年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(東京)

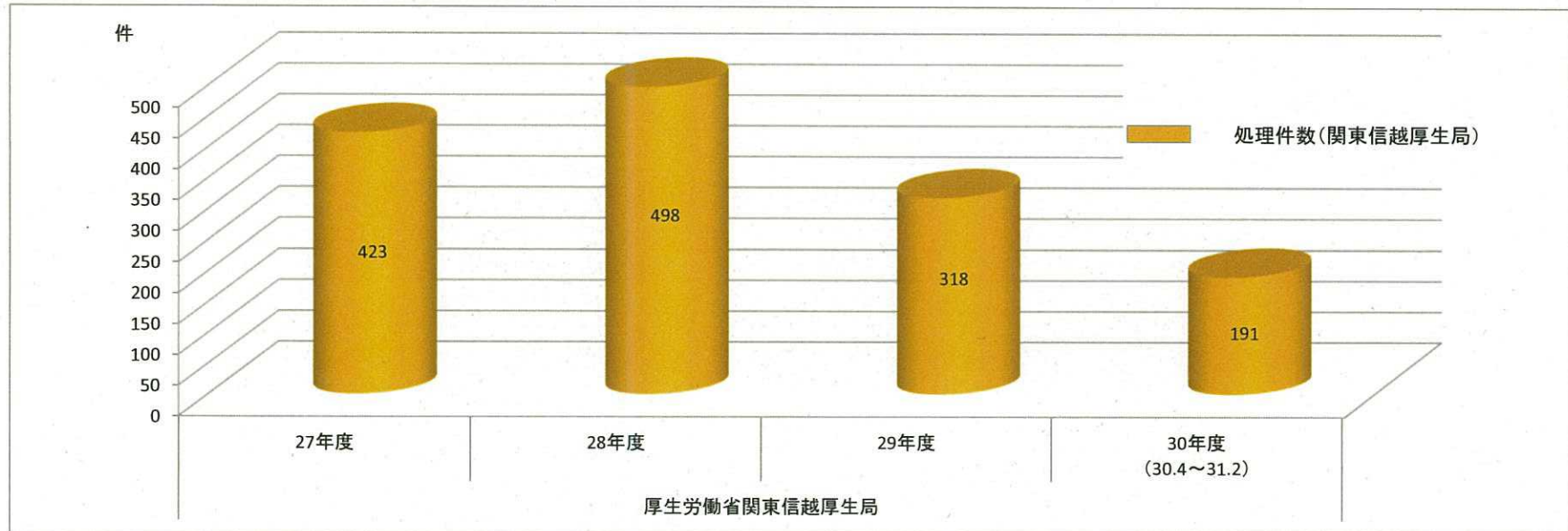


制度別の受付割合(東京)

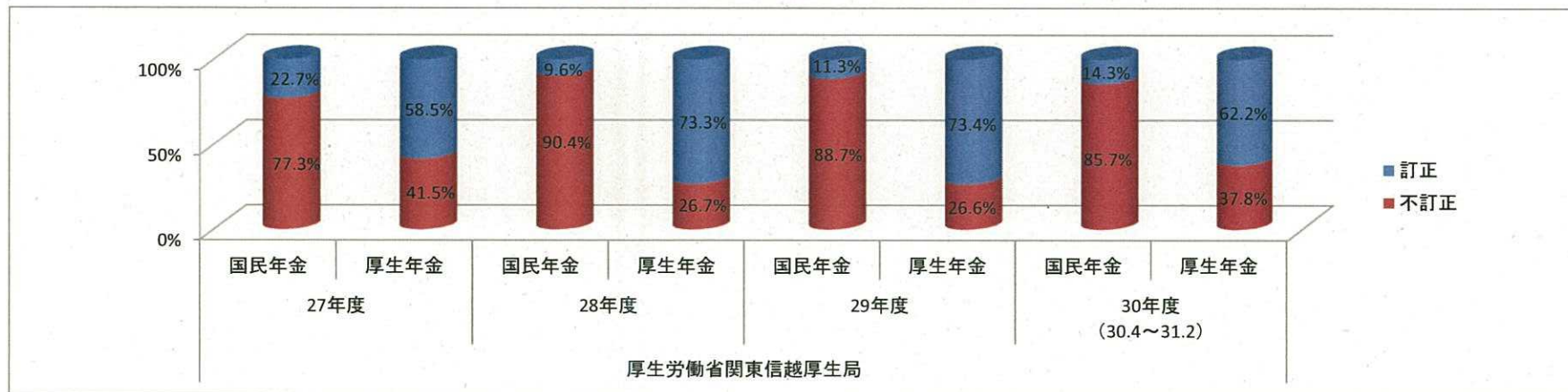


※ 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る処理件数の推移(東京)



制度別の処理事案割合(東京)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(東京)

(件)

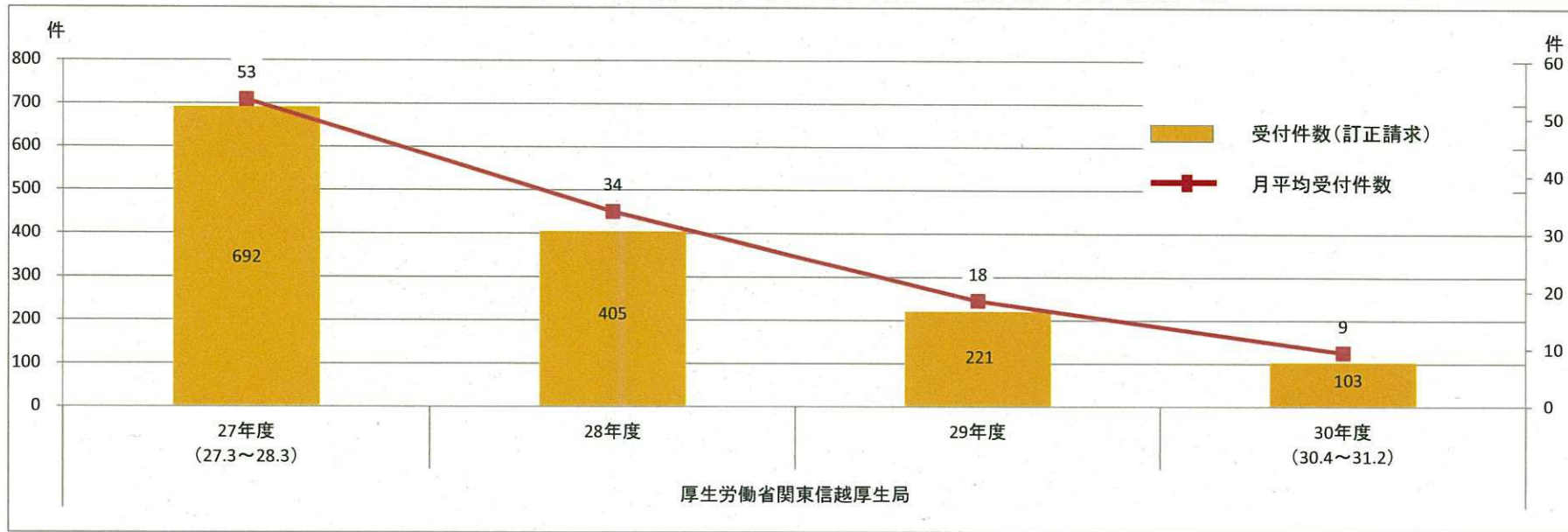
	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付 件 数	1,919	148	9	2,076	1,013	114	10	1,137	1,184	64	7	1,255	477	67	4	548
処 理 件 数	1,333	113	8	1,454	1,242	96	9	1,347	1,255	63	5	1,323	336	56	1	393
関東信越厚生局で 処理	305	110	8	423	395	94	9	498	251	62	5	318	134	56	1	191
訂正決定	183	25	0	208	296	9	0	305	188	7	0	195	84	8	0	92
不訂正決定	122	85	8	215	99	85	9	193	63	55	5	123	50	48	1	99
請求却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	1,028	3	0	1,031	847	2	0	849	1,004	1	0	1,005	202	0	0	202
訂正請求の取下げ等	60	13	0	73	84	16	2	102	38	4	0	42	20	3	1	24

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

※2 数値は、厚生労働省HPより。

神奈川年金審査分室

訂正手続きに係る受付件数の推移(神奈川)

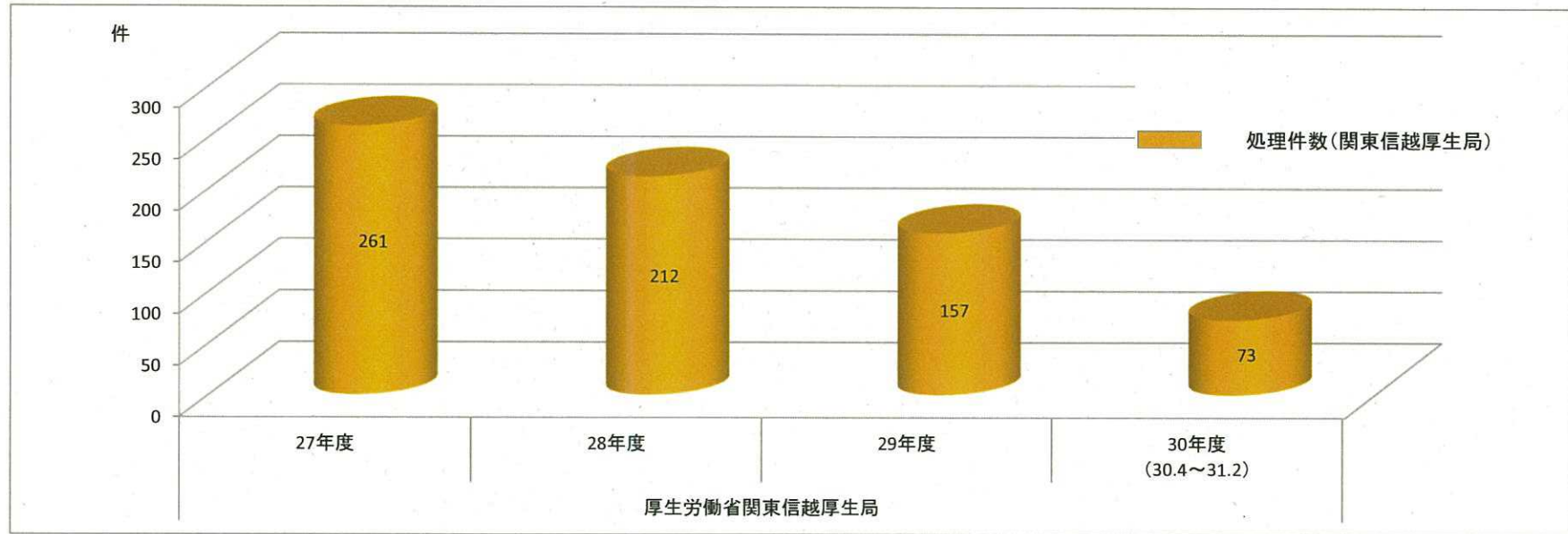


制度別の受付割合(神奈川)

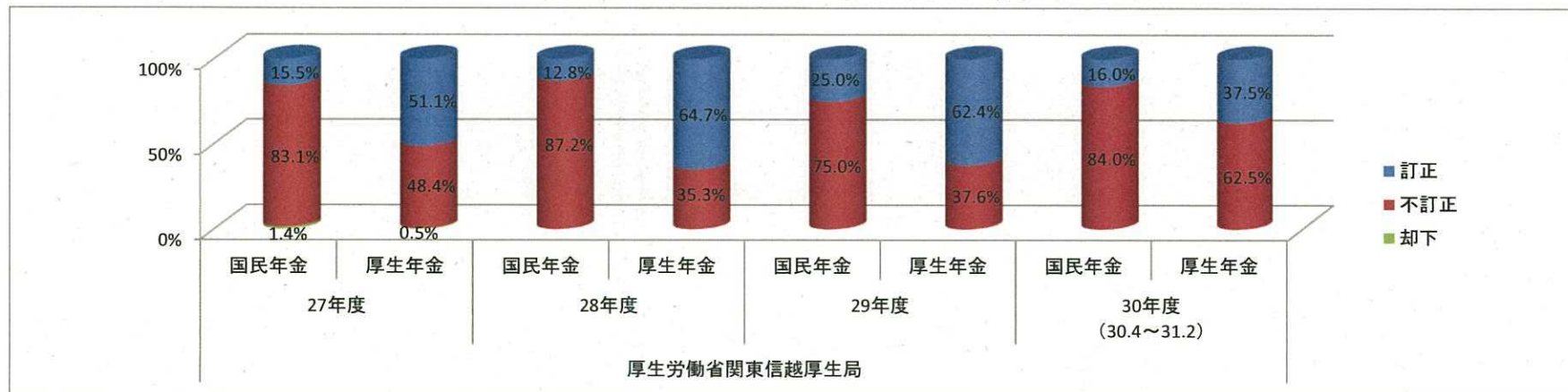


※ 受付件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正手続きに係る処理件数の推移(神奈川)



制度別の処理事案割合(神奈川)



※ 処理件数は、速報値につき変動することがあります。

訂正請求の受付・処理件数(神奈川)

(件)

	平成27年度 (平成27年3月～平成28年3月)				平成28年度 (平成28年4月～平成29年3月)				平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)				平成30年度 (平成30年4月～平成31年2月)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付件数	599	85	8	692	350	50	5	405	189	30	2	221	75	23	5	103
処理件数	435	72	6	513	365	41	5	411	227	32	2	261	61	25	2	88
関東信越厚生局で 処理	184	71	6	261	168	39	5	212	123	32	2	157	46	25	2	73
訂正決定	97	11	0	108	111	5	1	117	78	8	0	86	18	4	0	22
不訂正決定	86	59	6	151	57	34	4	95	45	24	2	71	28	21	2	51
請求却下	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記 録訂正	251	1	0	252	197	2	0	199	104	0	0	104	15	0	0	15
訂正請求の取下げ等	35	3	1	39	31	4	0	35	19	1	0	20	11	4	0	15

※1 速報値につき、件数については変動することがあります。

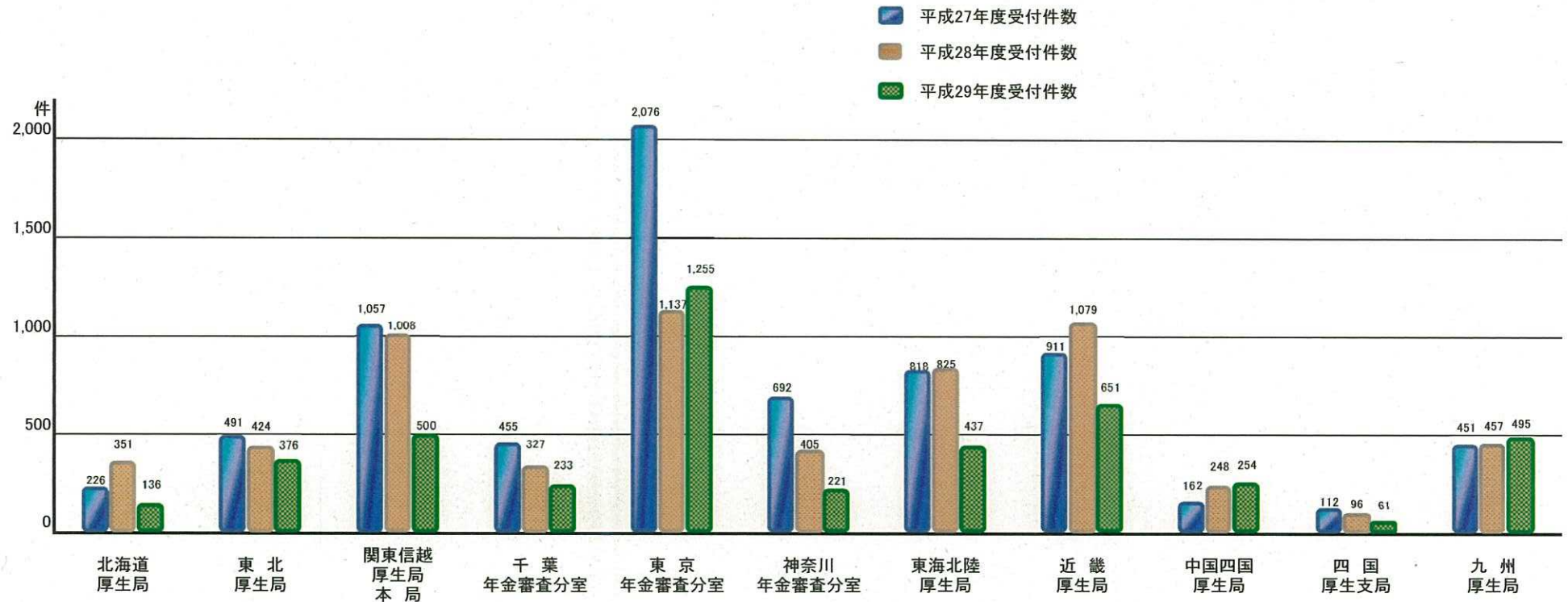
※2 数値は、厚生労働省HPより。

参考資料 1 参考

年金記録の訂正に関する事業状況（平成 2 9 年度）

（第 6 回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料等より）

地方厚生(支)局別の受付件数



※1 速報値につき、受付件数については変動することがあります。

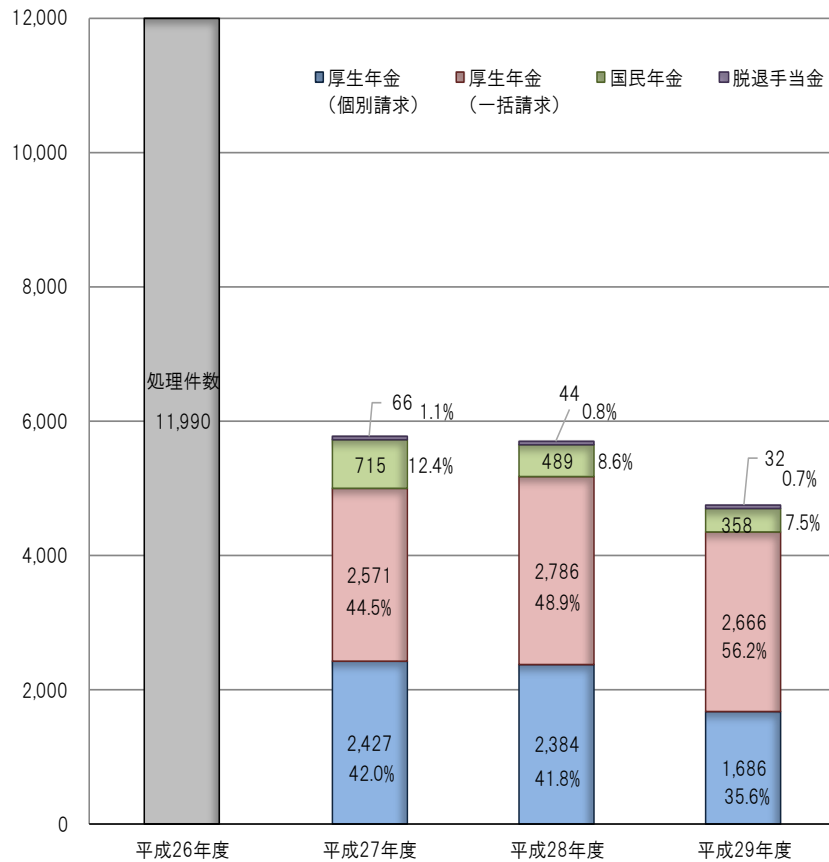
※2 数値は、厚生労働省HPより。

I 訂正請求の受付・処理状況

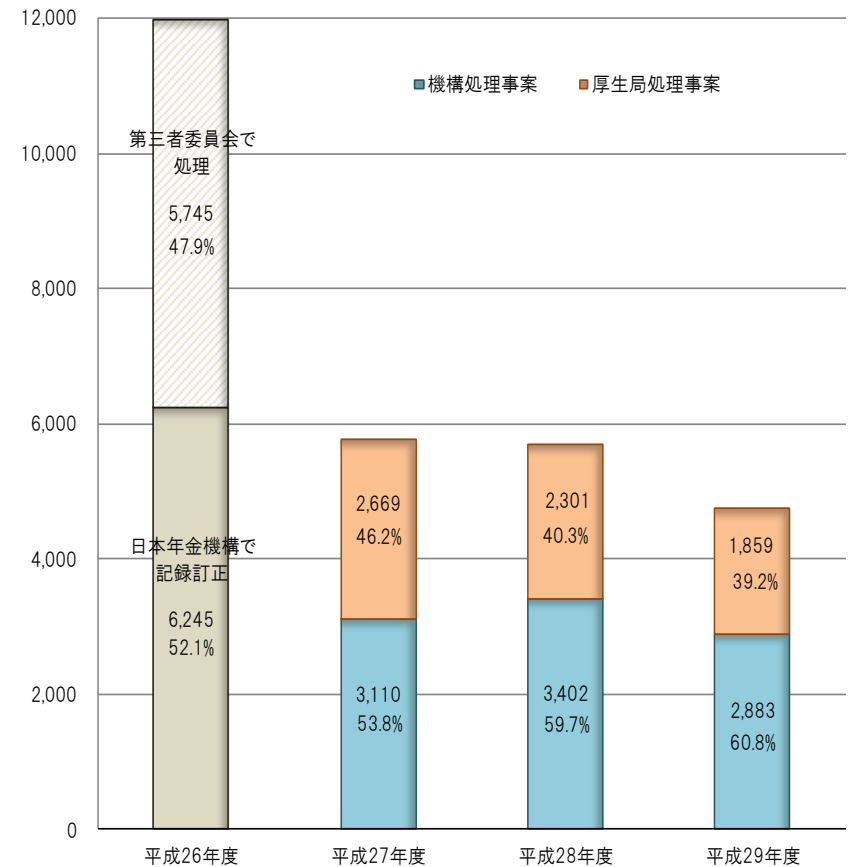
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

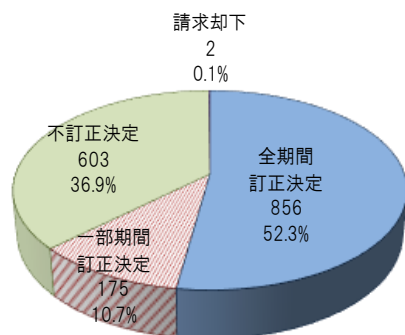
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

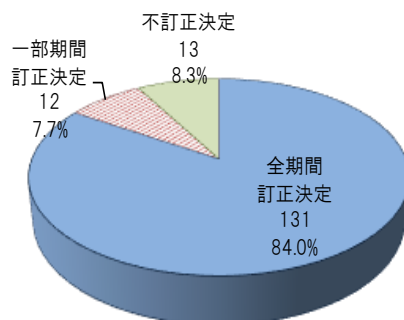
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成28年度〉

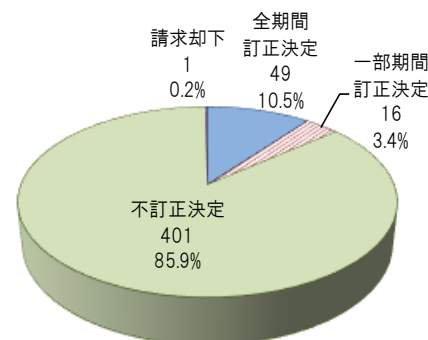
〔厚生年金(個別請求)〕



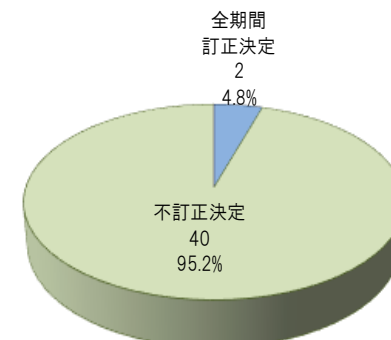
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

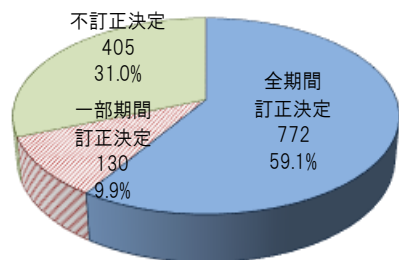


〔脱退手当金〕

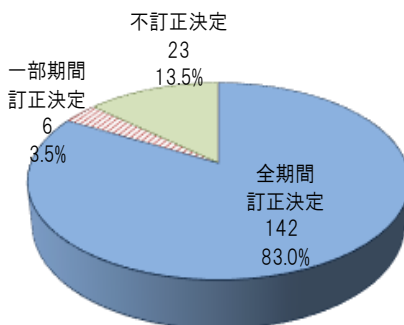


〈平成29年度〉

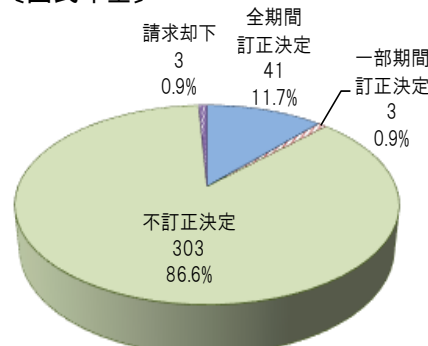
〔厚生年金(個別請求)〕



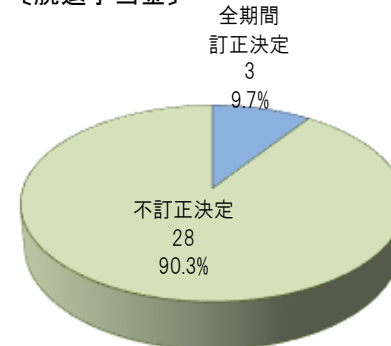
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



I 訂正請求の受付・処理状況

5 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 平成28年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	132.0 日	154.8 日	134.6 日	131.8 日	136.1 日	134.1 日	143 日	158.9 日
ア 機構受付処理期間	49.9 日	72.3 日	52.5 日	45.0 日	55.6 日	51.2 日	40 日	54.0 日
イ 厚生局処理期間	82.0 日	82.5 日	82.1 日	86.8 日	80.5 日	82.9 日	103 日	104.9 日
② 機構訂正処理期間	26.8 日	27.6 日	26.9 日	22.0 日	53.7 日	26.8 日	25 日	32.3 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、平成29年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)
2 「② 機構訂正処理期間」は、平成29年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 平成28年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	67.9 日	83.9 日	81.3 日	39.6 日	363.0 日	81.3 日	67.4 日

注 処理期間は、平成29年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



- ① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)
- ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間
- イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間
- ② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

- ③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

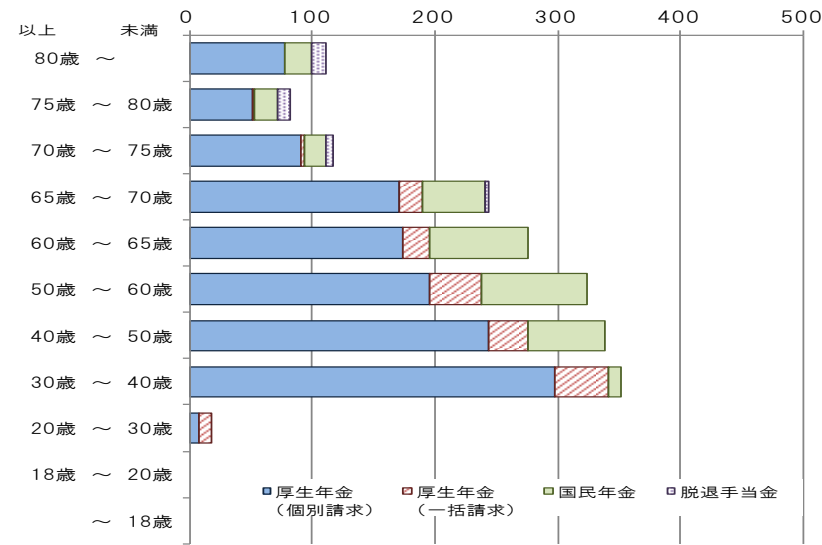
1 請求者等の状況

(2) 被保険者年齢階層別

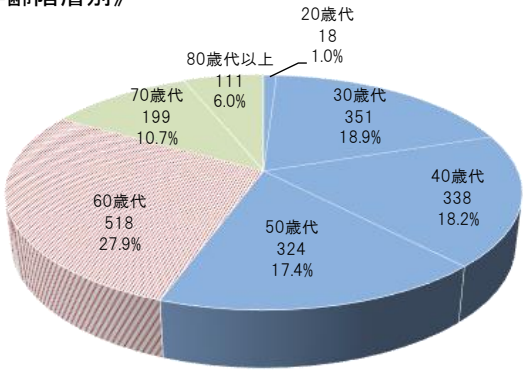
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳 ～	78	0	78	21	12	111
75歳 ～ 80歳	51	1	52	20	10	82
70歳 ～ 75歳	91	2	93	18	6	117
65歳 ～ 70歳	170	19	189	51	3	243
60歳 ～ 65歳	173	22	195	80	0	275
50歳 ～ 60歳	196	41	237	87	0	324
40歳 ～ 50歳	243	32	275	63	0	338
30歳 ～ 40歳	297	44	341	10	0	351
20歳 ～ 30歳	8	10	18	0	0	18
18歳 ～ 20歳	0	0	0	0	0	0
～ 18歳	0	0	0	0	0	0
合 計	1,307	171	1,478	350	31	1,859

注1 平成29年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。
2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

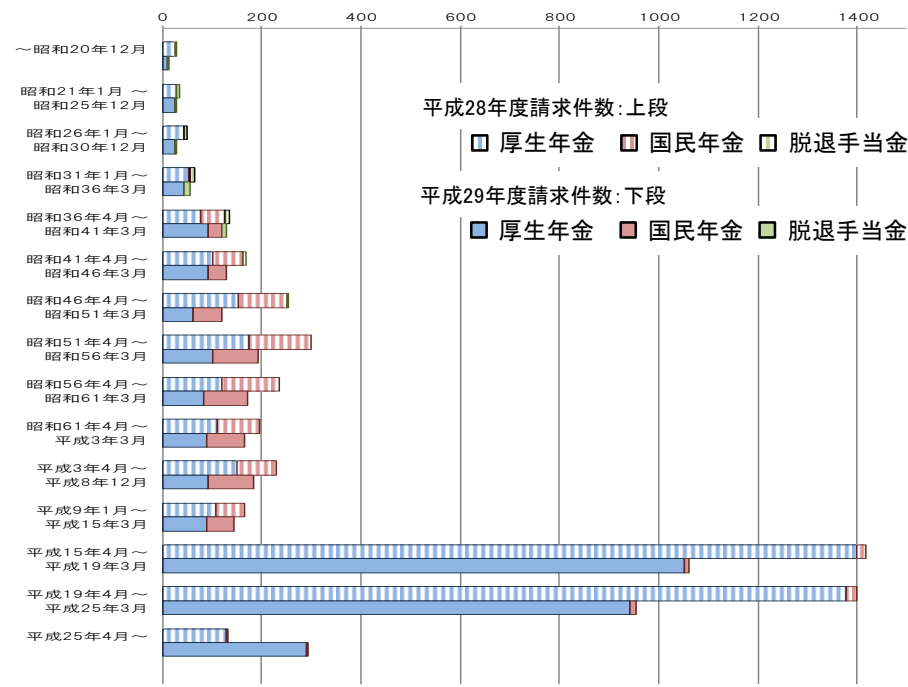
(2) 請求期間(時期)別

(件)

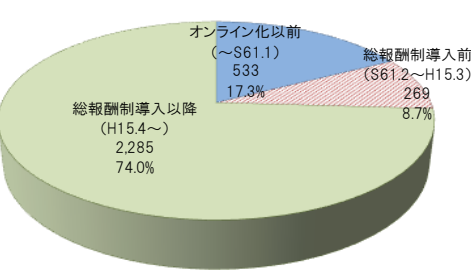
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以降	以前			
～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月～ 昭和20年12月	11	0	1	12
昭和21年1月～ 昭和25年12月	24	0	5	29
昭和26年1月～ 昭和30年12月	26	0	3	29
昭和31年1月～ 昭和36年3月	42	0	13	55
昭和36年4月～ 昭和41年3月	91	29	9	129
昭和41年4月～ 昭和46年3月	92	36	0	128
昭和46年4月～ 昭和51年3月	61	59	0	120
昭和51年4月～ 昭和56年3月	102	90	0	192
昭和56年4月～ 昭和61年3月	84	88	0	172
昭和61年4月～ 平成3年3月	88	76	0	164
平成3年4月～ 平成8年12月	93	90	0	183
平成9年1月～ 平成15年3月	88	57	0	145
平成15年4月～ 平成19年3月	1,053	8	0	1,061
平成19年4月～ 平成25年3月	942	11	0	953
平成25年4月～	290	2	0	292
不 明	0	0	0	0
合 計	3,087	546	31	3,664

注1 平成29年度の厚生局処理事案の請求件数である。
2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

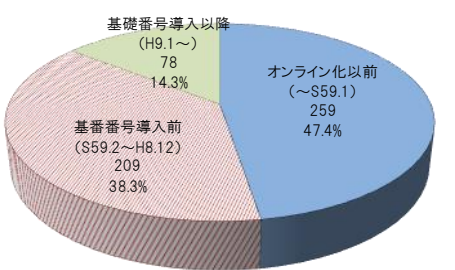
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

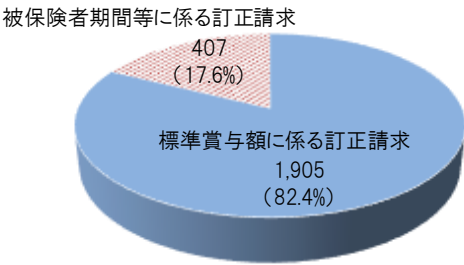
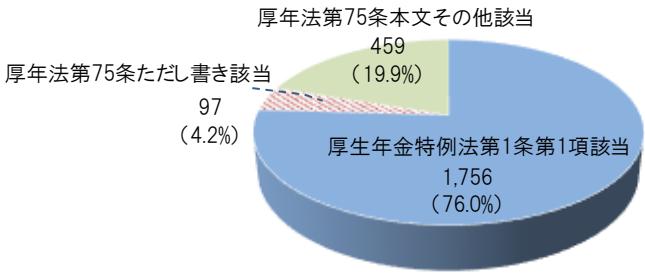
3 処分別の状況

(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	182	86	268	1,488	0	1,488	1,670	86	1,756
厚年法第75条ただし書き該当	47	19	66	31	0	31	78	19	97
厚年法第75条本文その他該当	47	26	73	386	0	386	433	26	459
合 計	276	131	407	1,905	0	1,905	2,181	131	2,312

注1 厚生年金事案に係る平成29年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。
2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



- 厚生年金の適用法の内容
 - ① 厚生年金特例法第1条第1項該当
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
 - ② 厚年法第75条ただし書き該当
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
 - ③ 厚年法第75条本文その他該当
①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

II 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

ア 厚生年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	1,838 (99.7%)	関連資料及び周辺事情がない	183 (83.2%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	948 (51.4%)	代表取締役・事業主陳述・回答	159 (72.3%)	1,844
	代表取締役・事業主陳述・回答	892 (48.4%)	その他の陳述・回答	47 (21.4%)	不訂正決定
	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	681 (36.9%)	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	43 (19.5%)	220
	賃金台帳(本人)	678 (36.8%)	健保組合記録(本人)	36 (16.4%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	162 (81.4%)	関連資料及び周辺事情がない	518 (87.9%)	訂正決定
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	133 (66.8%)	代表取締役・事業主陳述・回答	421 (71.5%)	199
	雇用保険記録(本人)	121 (60.8%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	254 (43.1%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	111 (55.8%)	雇用保険記録(本人)	251 (42.6%)	589
	商業登記簿謄本等	105 (52.8%)	その他の陳述・回答	246 (41.8%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	169 (97.1%)	関連資料及び周辺事情がない	63 (86.3%)	訂正決定
	給与明細書(本人)	138 (79.3%)	代表取締役・事業主陳述・回答	44 (60.3%)	174
	商業登記簿謄本等	104 (59.8%)	厚年被保険者適用関係届書(写)又は確認・決定通知書(本人)	26 (35.6%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	86 (49.4%)	給与明細書(本人)	26 (35.6%)	73
	代表取締役・事業主陳述・回答	71 (40.8%)	その他の記録	23 (31.5%)	

注1 平成29年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

II 請求内容・処分の状況

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

イ 国民年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	39 (84.8%)	別番号の払出なし	366 (71.2%)	訂正決定
	請求期間の数が少数	20 (43.5%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	228 (44.4%)	46
	請求期間以外に未納なし	20 (43.5%)	主張の矛盾・事実との相違	202 (39.3%)	不訂正決定
	請求期間の直前又は直後は納付済	16 (34.8%)	請求期間が長期間	188 (36.6%)	514
	主張する納付方法・届出手続き・納付場所等が当時の取扱と一致	14 (30.4%)	請求期間は未加入期間であるため納付できない	169 (32.9%)	
⑥ 免除期間	世帯の生活状況に大きな変化なし	6 (66.7%)	承認の記憶があいまい	23 (57.5%)	訂正決定
	請求期間が短期間	5 (55.6%)	請求期間の数が多数	16 (40.0%)	9
	請求期間の数が少数	4 (44.4%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	16 (40.0%)	不訂正決定
	請求期間以外に未納なし	3 (33.3%)	別番号の払出なし	15 (37.5%)	40
	払出後であり、免除手続きが可能	3 (33.3%)	請求期間に免除がなかったことを裏付ける記録等	15 (37.5%)	

ウ 脱退手当金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑧ 全期間訂正	おおむね1年程度経過後の支給	2 (66.7%)	支給額に計算誤りなし	22 (78.6%)	訂正決定
	当時の同僚の記録(大部分に支給記録なし)	2 (66.7%)	資格喪失後6か月以内の支給	21 (75.0%)	3
	その他の代理請求がうかがえない事情	2 (66.7%)	名簿等に「脱」表示あり	18 (64.3%)	不訂正決定
	その他本人請求が考え難い事情	2 (66.7%)	当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	11 (39.3%)	28
	事業主・同僚等の陳述(代理請求なし)	1 (33.3%)	請求期間と請求期間後の記号番号が別	10 (35.7%)	

注1 平成29年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ()内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

5 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(平成29年度)

訂 正 処 理 基 準 区 分	処理件数	(割合)	
厚生年金	3,021	(99.7%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	7	(0.2%)	<0.2%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	5	(0.2%)	<0.2%>
④ 資格喪失日が不明である事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)	2,908	(96.0%)	<96.3%>
⑥ 転勤に伴う未加入期間がある事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)	6	(0.2%)	<0.2%>
⑦ 保険料を控除した事実が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)	94	(3.1%)	<3.1%>
国民年金	8	(0.3%)	<100.0%>
⑧ 関連資料がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑨ 関連資料がない事案	8	(0.3%)	<100.0%>
脱退手当金(⑩)	1	(0.0%)	
合 計	3,030	(100.0%)	

注1 平成29年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。
2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(平成29年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部 会 数)	(3)	(4)	(9)	(4)	(8)	(5)	(6)	(7)	(3)	(2)	(6)	(57)
部会開催回数	27	55	145	70	152	87	76	129	36	23	53	853
審議件数	78	95	283	104	322	158	256	389	67	27	109	1,888
厚生年金	54	67	237	73	254	125	212	327	50	20	69	1,488
国民年金	20	26	43	28	63	31	40	59	16	7	35	368
脱退手当金	4	2	3	3	5	2	4	3	1	0	5	32

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(平成29年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	4	1	4	0	1	1	0	6	0	0	0	17
厚生年金	0	0	0	0	1	1	0	4	0	0	0	6
国民年金	3	1	4	0	0	0	0	2	0	0	0	10
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

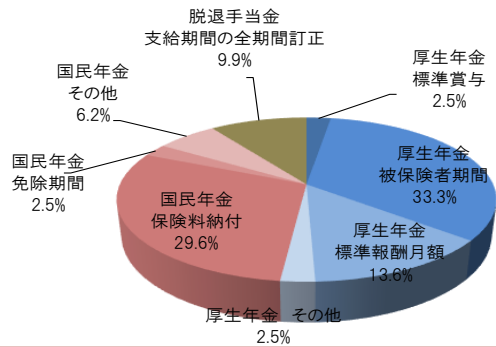
(4) 請求期間の分類(事案類型)別

	審 査 請 求 件 数			事 案 類 型 の 内 容
		事案類型別(注1)	事案類型別・請求期間別(注2)	
厚生年金	35	42	84	
①標準賞与額に係る訂正請求	—	2	25	標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
②被保険者期間に係る訂正請求	—	27	44	資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③標準報酬月額に係る訂正請求	—	11	13	標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④その他の訂正請求	—	2	2	被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	30	31	62	
⑤保険料納付に係る訂正請求	—	24	53	国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥免除期間に係る訂正請求	—	2	2	国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦その他の訂正請求	—	5	7	第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	8	8	9	
⑧支給期間の全期間訂正	—	8	9	脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨支給期間の一部期間訂正	—	0	0	脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	73	81	155	

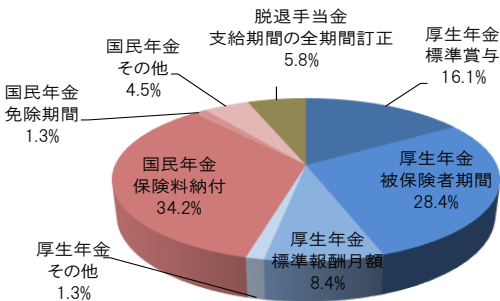
注1 1つの審査請求につき複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

注2 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間がありうる。

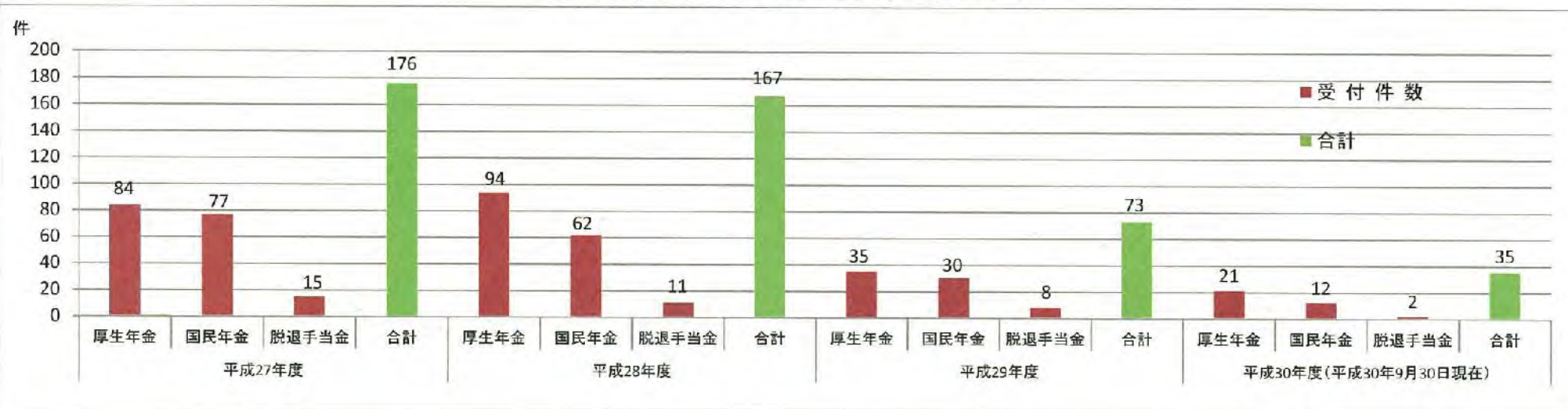
《事案類型別の審査請求件数割合》



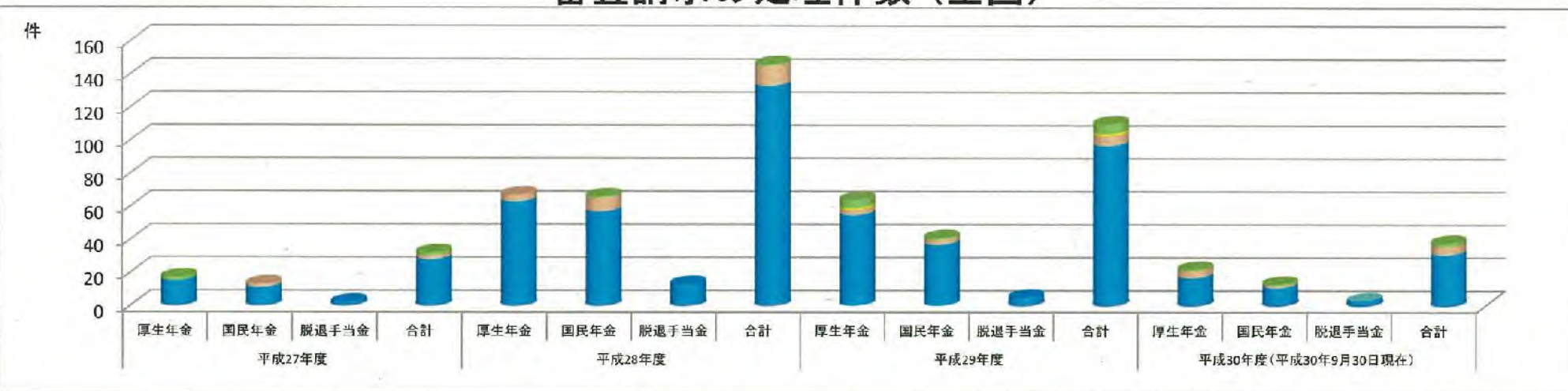
《事案類型別・請求期間別の審査請求割合》



審査請求の受付件数（全国）



審査請求の処理件数（全国）

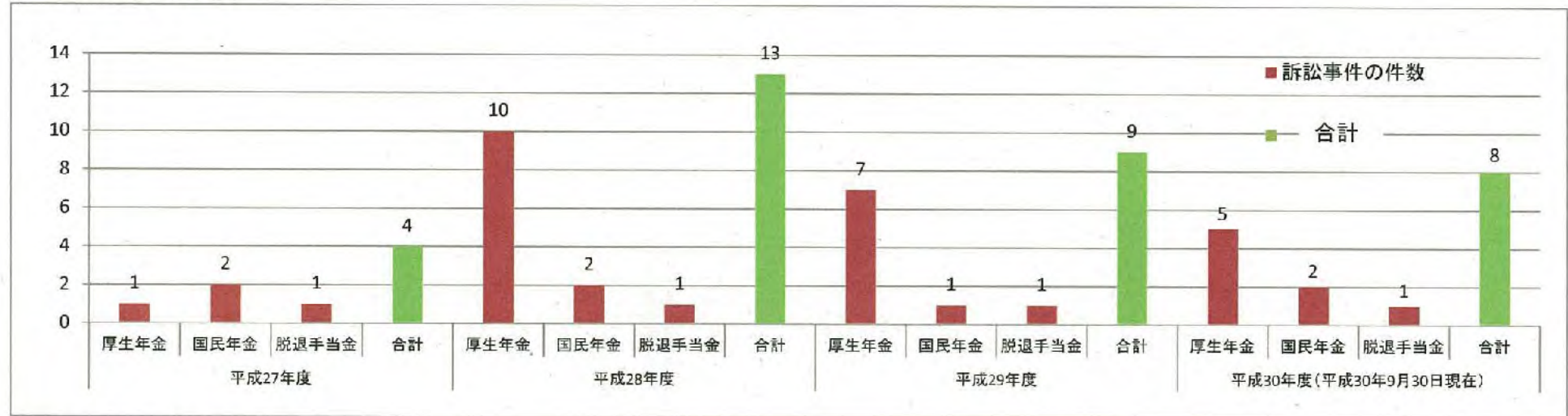


	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度(平成30年9月30日現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	1	1	0	2
裁決件数	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	21	12	3	36
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	4	1	0	5
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	17	11	3	31

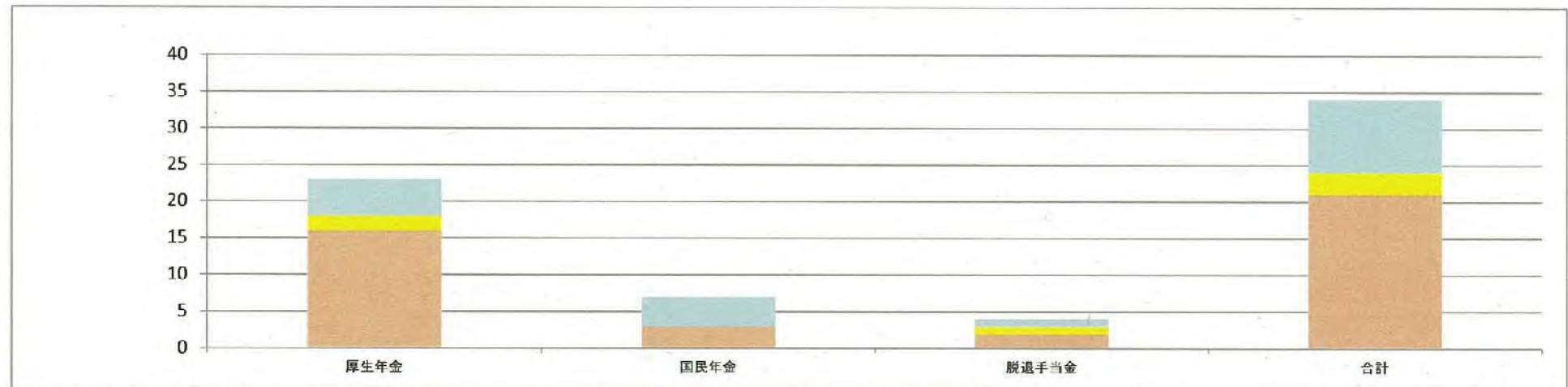
※ 数値は、第6回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料より

訴訟の状況(全国)

件 (1) 提訴の状況



(2) 判決・係争の状況



(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
確定した判決件数	5	4	1	10
取下げ件数	2	0	1	3
係争中	16	3	2	21

※ 数値は、第6回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料より

年金記録の訂正手続きのあらまし

年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省に対し年金記録の訂正請求をすることができます。

訂正請求とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」といいます。

請求後の流れ

請求を受けた厚生労働省（地方厚生(支)局）は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、有識者で構成されている地方年金記録訂正審議会で審議します。

審議の結果、請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。

▶ このパンフレットの内容

1 訂正請求ができる方……………	P 2	【参考】年金記録を確認する方法 ……	P 3
2 訂正請求の対象となる期間……………	P 2	5 訂正請求の留意点……………	P 4
3 訂正請求の対象となる例……………	P 2	6 訂正手続きの流れ……………	P 4
4 訂正請求に必要な書類……………	P 3	7 訂正手続きに関するQ&A ……	P 6

※平成29年8月から、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されています。年金記録を確認することで年金を受け取れる場合があります。

1 訂正請求ができる方

- ◆年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。
- ◆ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方※が行うことができます。
※ご本人の死亡に伴う未支給年金または遺族年金等を受けることができる方に限られます。

2 訂正請求の対象となる期間

- ◆国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間

※国民年金は昭和36年4月1日以降、厚生年金保険は昭和17年6月1日以降が対象となります。

※賞与については、平成15年4月以降に支給されたものが対象となります。

- ◆厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合、旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合の組合員期間

※国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者の期間についても、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。

※国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は訂正請求の対象となりません。なお、戦時中の軍などの無給嘱託期間については対象となる場合があります。

3 訂正請求の対象となる例

- ◆年金記録の訂正請求ができるのは、例えば以下のような場合です。

- ・A社で働いた期間、厚生年金保険の記録がない。
- ・B社で働いた期間、厚生年金保険に加入した日が就職日より後になっている。
- ・C社で働いた期間、厚生年金保険の資格を喪失した日が退職日より前になっている。
- ・D社で働いた期間、標準報酬月額が相違している。
- ・E社から支払われた賞与のうち、○年○月○日支払い分の記録がない。
- ・○年○月から△年△月までの期間、国民年金保険料を納付したはずなのに「未納」となっている。

- ◆訂正請求に期限はありません。年金記録が事実と異なると思われる方は、過去の記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。

※年金記録が事実と異なると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

次のページの方法で、ご自身の年金記録を確認できます。

4 訂正請求に必要な書類

次の書類をお近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

① 年金記録訂正請求書 ② 同意書 ③ 請求の概要

※ 請求書類及び書類の記載方法についてはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

請求書類は日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/tetsuduki/20150303.html>)

日本年金機構 記録訂正

検索

④ 請求内容に関する状況が分かる資料

(例)

- | | | |
|--------------|--------|--------------------|
| ・年金手帳 | ・給与明細書 | ・勤務先の辞令／当時の履歴書 |
| ・国民年金手帳 | ・家計簿 | ・厚生年金基金加入員証 |
| ・厚生年金保険被保険者証 | ・源泉徴収票 | ・事業主や総務担当、同僚の方のお名前 |
| ・確定申告書（控） | ・預貯金通帳 | ・勤務実態を示す当時の写真 など |

→ 次のページの「5 訂正請求の留意点」もご参照ください。

◆訂正請求の手続に手数料はかかりません。

◆年金事務所の所在地は日本年金機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>)

年金事務所 相談

検索

【参考】年金記録を確認する方法

◆ねんきん定期便

毎年ご本人の誕生月に、直近1年の年金加入記録や保険料の納付状況などを記載した「ねんきん定期便」を郵送しています。

※35歳、45歳、59歳の方には、これまでの全期間の年金加入記録などをお知らせしています。

※お手元がない場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」にお電話ください。

(電話番号、受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。)

※ねんきん定期便の見方など、詳しくはこちらをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/20150331-05.html>)

ねんきん定期便 お届け

検索

◆ねんきんネット

日本年金機構が提供するインターネットサービス「ねんきんネット」で、24時間いつでも、年金加入記録などをご確認いただけます。

※登録方法など、詳しくはこちらをご覧ください。

(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

ねんきんネット

検索



スマホでアクセス

◆年金事務所・街角の年金相談センターで相談

予約受付専用電話（0570-05-4890）にて、相談日の前日までにご予約のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。

※「予約受付専用電話」の受付時間等は、このパンフレットの裏表紙をご参照ください。

※ご相談時には本人確認書類と年金手帳等の基礎年金番号の分かるものをご持参ください。

5 訂正請求の留意点

- ◆厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料や周辺事情に基づき、訂正するかどうかを総合的に判断します。

訂正請求にあたっては、訂正を求める期間当時の年金の加入及び納付等の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等ができる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

関連資料の例	給与明細書、源泉徴収票、預貯金通帳、勤務先の辞令、賃金台帳、雇用保険の記録、厚生年金基金の記録 など
周辺事情の例	事業主・総務担当・同僚の証言、ご本人・配偶者の保険料納付状況、納付方法 など
証言等ができる方の例	当時の勤務状況、給与や賞与からの厚生年金保険料控除の有無、国民年金保険料の納付状況についてご記憶がある方 など

※調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、給与・賞与からの保険料控除）などについて、記録訂正につながる関連資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

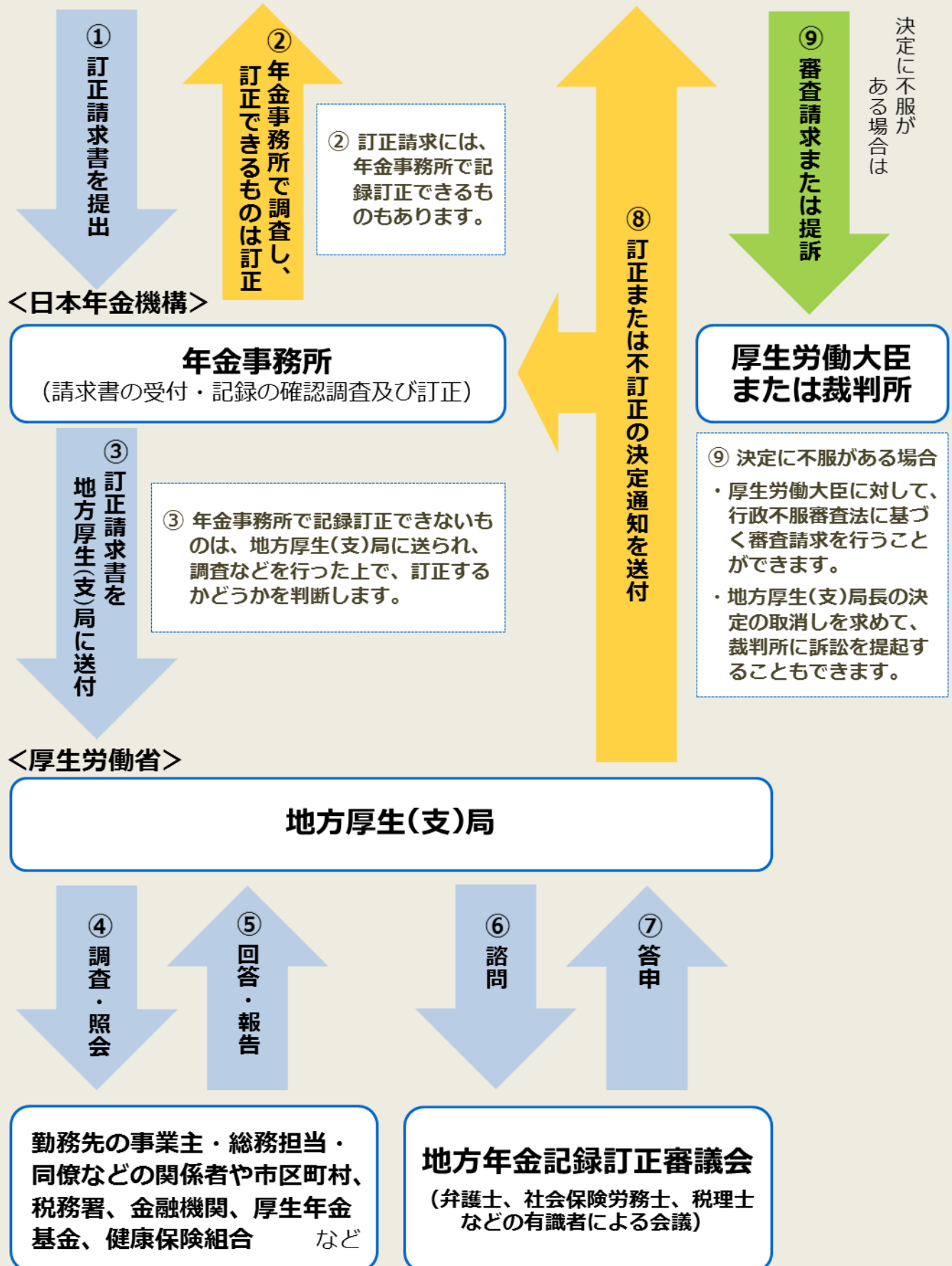
6 訂正手続の流れ

※次のページの図（年金記録の訂正手続の流れ）をご参照ください。

- ① 年金記録が事実と異なると思われる方は、年金事務所に訂正請求書を提出します。
- ② 年金事務所で記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正します。既に年金を受け取っている方の場合、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。
- ③ 年金事務所で記録訂正できないものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。
- ④⑤ 地方厚生(支)局で関連資料や周辺事情の収集・調査を行います。
※地方厚生(支)局の調査員が必要に応じて請求者ご本人や関係する法人・行政機関などに連絡する場合があります。
- ⑥⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において、国民の皆さまの立場に立って、公平かつ公正に審議します。
- ⑧ 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正または不訂正の決定を行います。
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起することができます。

年金記録の訂正手続の流れ

年金記録の訂正を求める方



7 訂正手続に関するQ & A

Q1: 年金事務所で記録訂正できるのは、どのような場合ですか？

A : 例えば次のような場合、地方厚生(支)局における審議を経ることなく、年金事務所で記録訂正できます。

- ◆ 賞与から厚生年金保険料が控除された給与明細書があるのに、年金記録の中に賞与の支払記録がない場合。
- ◆ 過去に転勤したとき、厚生年金保険料は引き続き控除されていたが、転勤の前後で被保険者資格が1か月途切れる事務誤りがあり、事業主もこの誤りを認めている場合。
- ◆ 勤務実態と厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書があるのに、被保険者資格を取得した記録がない場合。

※ 給与明細書に事業所名や支給年月の記載が無い場合や事業主または役員であった方からの請求の場合は、地方厚生(支)局での調査審議となります。

※ 年金事務所での調査や確認には、1か月程度かかります。

Q2: 地方厚生(支)局ではどのような調査を行いますか？

A : 地方厚生(支)局は、請求内容について以下のような調査を行います。

◆ 資料の収集

市区町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合、事業主等から幅広く請求内容に係る関連資料及び周辺事情を収集します。

◆ 請求者等からの聴取

請求者や配偶者もしくは親族、事業主や請求者の同僚等の関係者から請求内容に関する保険料の納付や控除の状況、生活状況、勤務状況等について、聴取します。

Q3: 地方年金記録訂正審議会とは何ですか？

A : 地方年金記録訂正審議会は、訂正請求を国民の皆さまの立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された、有識者（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議です。

一つ一つの請求について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

Q4: 地方厚生(支)局長の決定は公平・公正なものとなりますか？

A : 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会（Q3 参照）での審議結果に基づいて訂正または不訂正の決定を行うこととなっており、これに反する決定をすることはありません。

Q5: 訂正手続には、どのくらいの日数がかかりますか？

A : 訂正を求める内容により調査・審議にかかる日数が異なりますが、訂正請求書を年金事務所に提出されてから地方厚生(支)局長が決定を行うまで5か月程度かかります。

Q6: 年金記録の訂正が決定された後はどうなりますか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に基づき、日本年金機構で年金記録の訂正を行い、将来受け取る年金額に反映されます。
既に年金を受け取っている方は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更し、さかのぼってお支払いします。ただし、年金記録が訂正されても、年金額に変動がない場合もあります。

※ 訂正後の年金記録に基づき、変更された額の年金をお受け取りになるまでには、地方厚生(支)局での訂正決定後、日本年金機構において数か月程度の処理期間が必要となります。

Q7: 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合はどうすればいいですか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、地方厚生(支)局長の決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、直接裁判所に訴訟を提起することもできます。

※ 審査請求についての詳細は、こちらをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074461.html>)

審査請求 記録訂正

検索

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

総務省 不服

検索

Q8: 年金記録の訂正手続の実施機関が総務省（第三者委員会）から厚生労働省（地方厚生(支)局）になって何が変わりましたか？

A : 総務省（第三者委員会）は、年金記録問題に対処するため、平成19年6月、臨時に設けられた組織で、主に古い記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていました。しかし、比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められ、平成26年6月に法律を改正し、厚生労働省に新たに年金記録の訂正手続を設け、平成27年3月から手続ができるようになりました。

これにより、訂正請求が皆さまの権利として位置付けられ、訂正または不訂正の決定に不服があるときは、厚生労働大臣への審査請求や裁判所に訴訟提起をすることが可能になりました。

なお、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が国民の皆さまの立場に立って審議を行う点では、基本的に同じです。

年金記録の訂正手続の情報提供

◆厚生労働省

厚生労働省 記録訂正

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html>

◆地方厚生(支)局

地方年金記録訂正審議会

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076359.html>

◆日本年金機構

日本年金機構 記録訂正

検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/tetsuduki/20150303.html>

電話での年金相談窓口

※お問い合わせの際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

年金相談に関する一般的な お問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03-6700-1165** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金事務所への 来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

ゴ ヨ ヤ ク ヲ
0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03-6631-7521** (一般電話)

受付時間：月～金曜日（平日）
午前8:30～午後5:15

※予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03-6700-1144** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※FAXでの年金相談については、こちらをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/fax.html>

年金相談 ご案内

検索

平成31年4月